

学校いじめ防止基本方針

愛知県春日井市立勝川小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が「自己肯定感」「自己有用感」を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) いじめ防止対策組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・保護者・児童・職員に対して学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、保護者向文書・ホームページ・学年だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。また、「保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有する」という認識をもってもらふ。地域住民には、「地域全体で子どもを見守り、育てていく」という認識をもってもらふ。※地域・学校・家庭の協働

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。また、心の通う対人関係をつくる力を育て、同時に、コミュニケーション能力の向上に努める。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう、継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について、相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したり通報を受けたら、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢でケアや支援を行う。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて、警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。調査については「重大事態調査」と「追加調査」とする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案

に応じて、適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して、適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会で、いじめに関する取組の検証を行う。

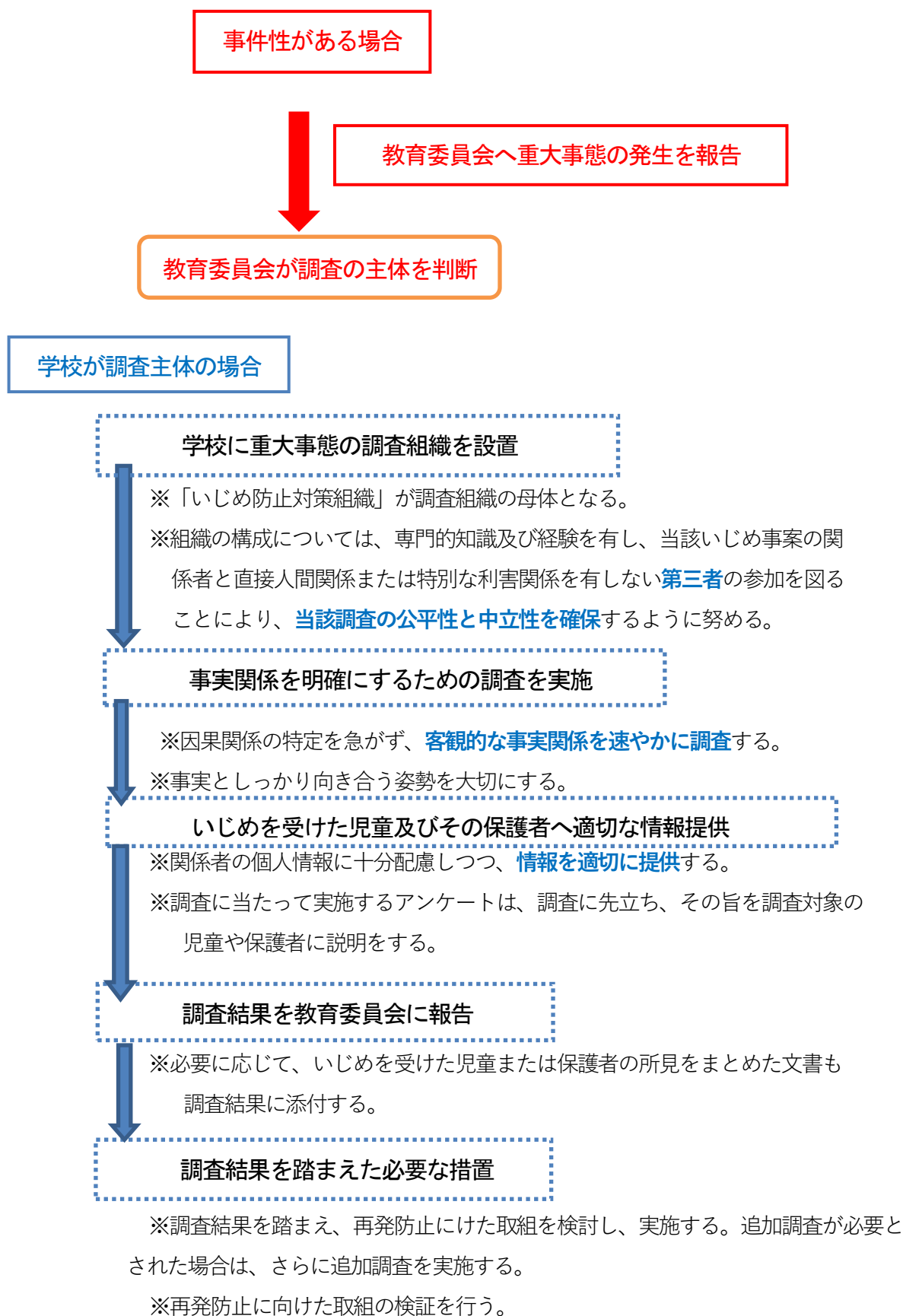
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

重大事態の対応フロー図



<参考資料> 年間計画

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○SC・心の教室相談員の児童・保護者への周知 ○学級開き・学年開き	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定	○学級懇談会等での「いじめへの対応」等の説明
5月		○教員研修「児童理解とより良い学級づくり」	○保健指導		
6月			○情報モラル指導（ネットモラル） ○「なかよし班」（異年齢集団活動）	○心のアンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○公開授業 ○学校評議員への授業の公開 ○下校指導
7月	C ↓ A	○全教職員による「取組評価アンケート」実施→検証	○長期休業生活指導		○個人懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月	P ↓ D		○保健指導	○身体測定	
10月		○教員研修「ケース会議」	○学校保健委員会	○心のアンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○学校評議員への学校行事の公開
11月			○「なかよし班」（異年齢集団活動）		○下校指導
12月	C ↓ A	○全教職員による「取組評価アンケート」実施→検証	○人権週間（講話等） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会
1月			○保健指導	○身体測定	○下校指導
2月	P ↓ A	○教員研修「今年度のまとめと次年度への展望」	○「なかよし班お別れ会」（異年齢集団活動）	○心のアンケート	○保護者への学校評価アンケート
3月		○学校関係者評価の結果を検証→「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		○学校関係者評価委員会での「自己評価」
通年	P ↓ A	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○人権・福祉教育の充実 ○わかる授業の構築	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○連絡帳	○地健連の取組

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。